

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その1)

平成23年

目

次

議案第 76 号	市道路線の廃止について……………	1
議案第 77 号	市道路線の認定について……………	4
議案第 78 号	不動産の取得について……………	7
議案第 79 号	不動産の取得について……………	14
議案第 80 号	下水道施設管理に起因する事故による市の義務に属する損害 賠償の額の決定について……………	20
議案第 81 号	防災公園街区整備事業に関する協定の締結について……………	21
議案第 82 号	防災公園街区整備事業に関する協定の締結について……………	27
議案第 83 号	平成22年度鎌倉市一般会計補正予算（第5号）……………	31
議案第 84 号	平成22年度鎌倉市一般会計補正予算（第6号）……………	40
議案第 85 号	平成22年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）……………	46
議案第 86 号	平成22年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第3号）……………	51
議案第 87 号	平成22年度鎌倉市老人保健医療事業特別会計補正予算 （第1号）……………	54
議案第 88 号	平成22年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算 （第1号）……………	57
議案第 89 号	平成22年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	59
議案第 90 号	平成22年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第1号）……………	62
報告第 15 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について……………	65

議案第 76 号

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

平成23年 2 月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	鎌倉山 三丁目	892番1	鎌倉山 三丁目	890番3	1.21	75.21	54.42	7

案内図

凡例

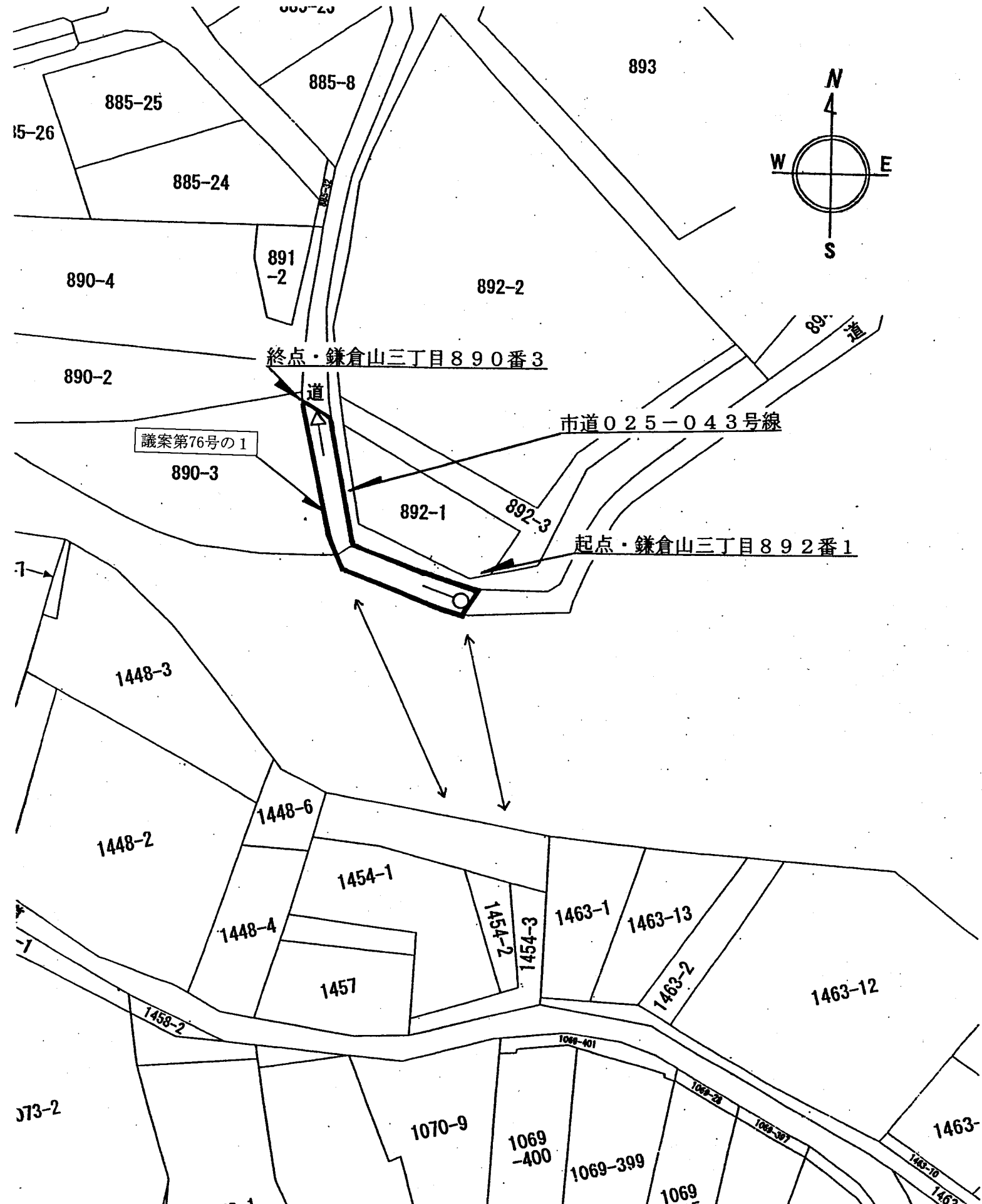


廃止箇所

図面番号 7



図面番号 7



議案第 77 号

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成23年 2 月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

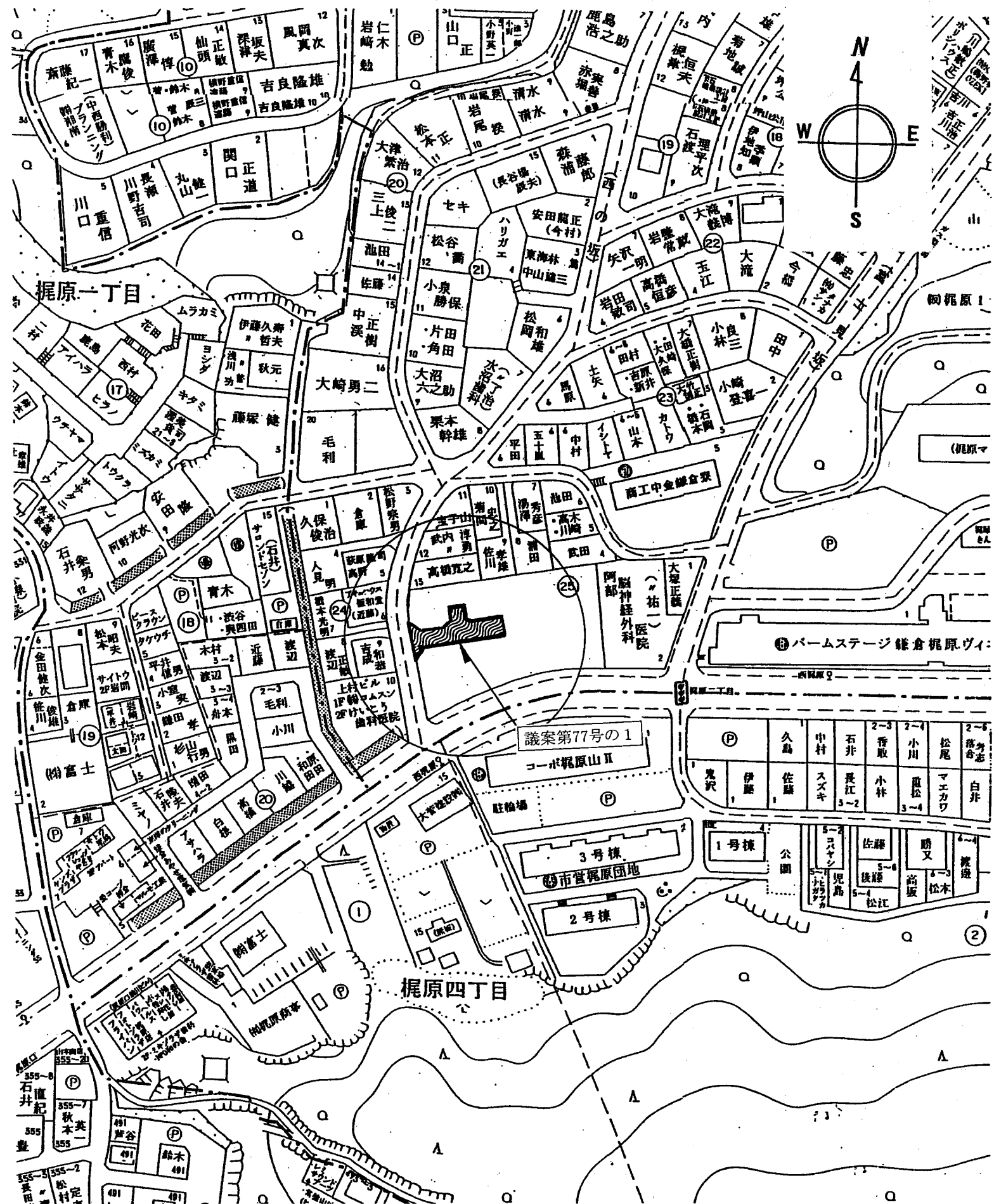
認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	梶 原 二 丁 目	1800番53	梶 原 二 丁 目	1800番47	5.00～9.26	26.27	164.56	11

案内図

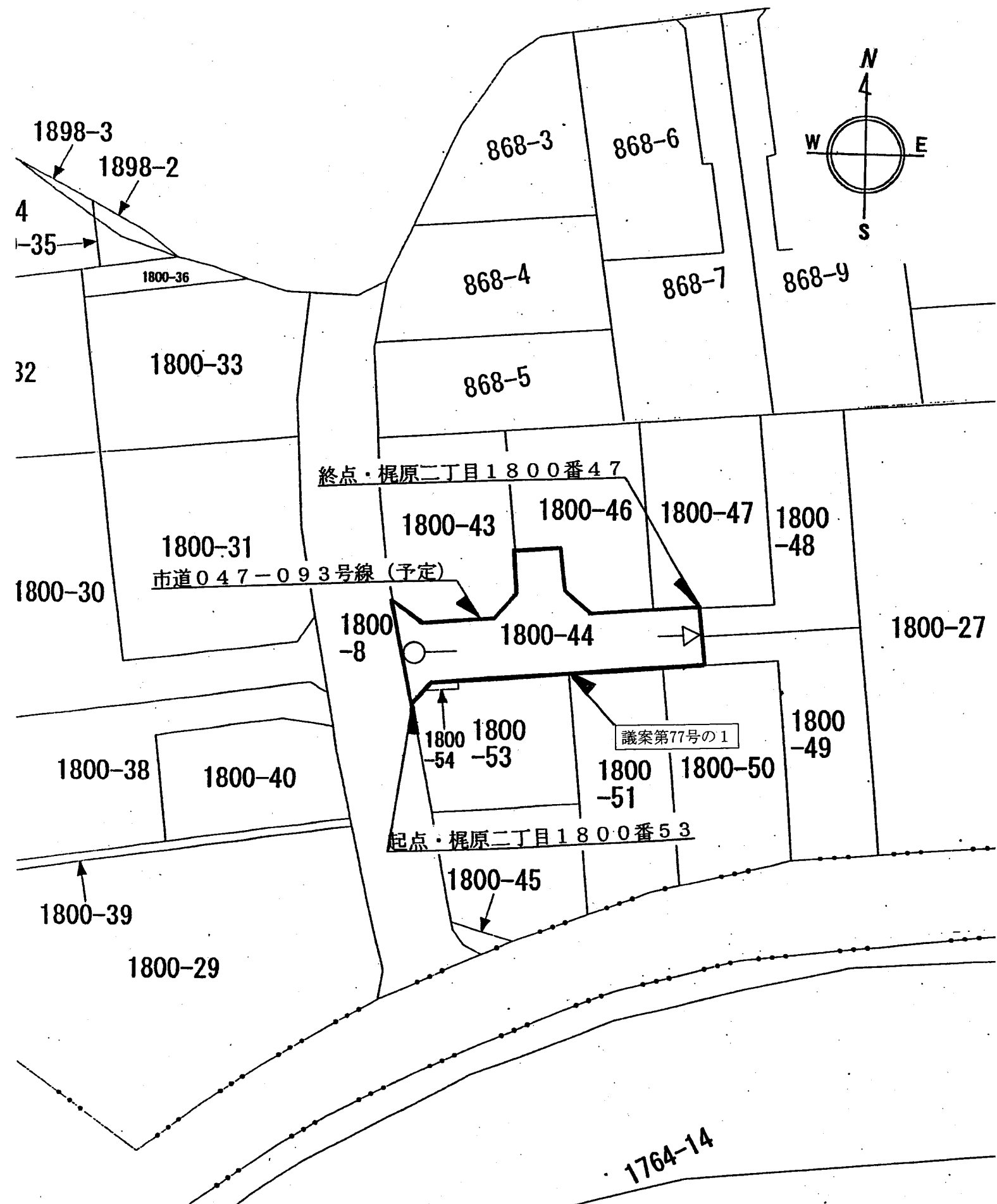
凡例  認定箇所

図面番号 1 1



公図写

図面番号 1 1



議案第 78 号

不動産の取得について

岩瀬下関地区防災公園街区整備事業用地を次のとおり取得するものとする。

平成23年 2 月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市岩瀬字上耕地630番1外23筆	雑種地外	9,861.82㎡ (約2,983.2坪)	9,861.82㎡ (約2,983.2坪)

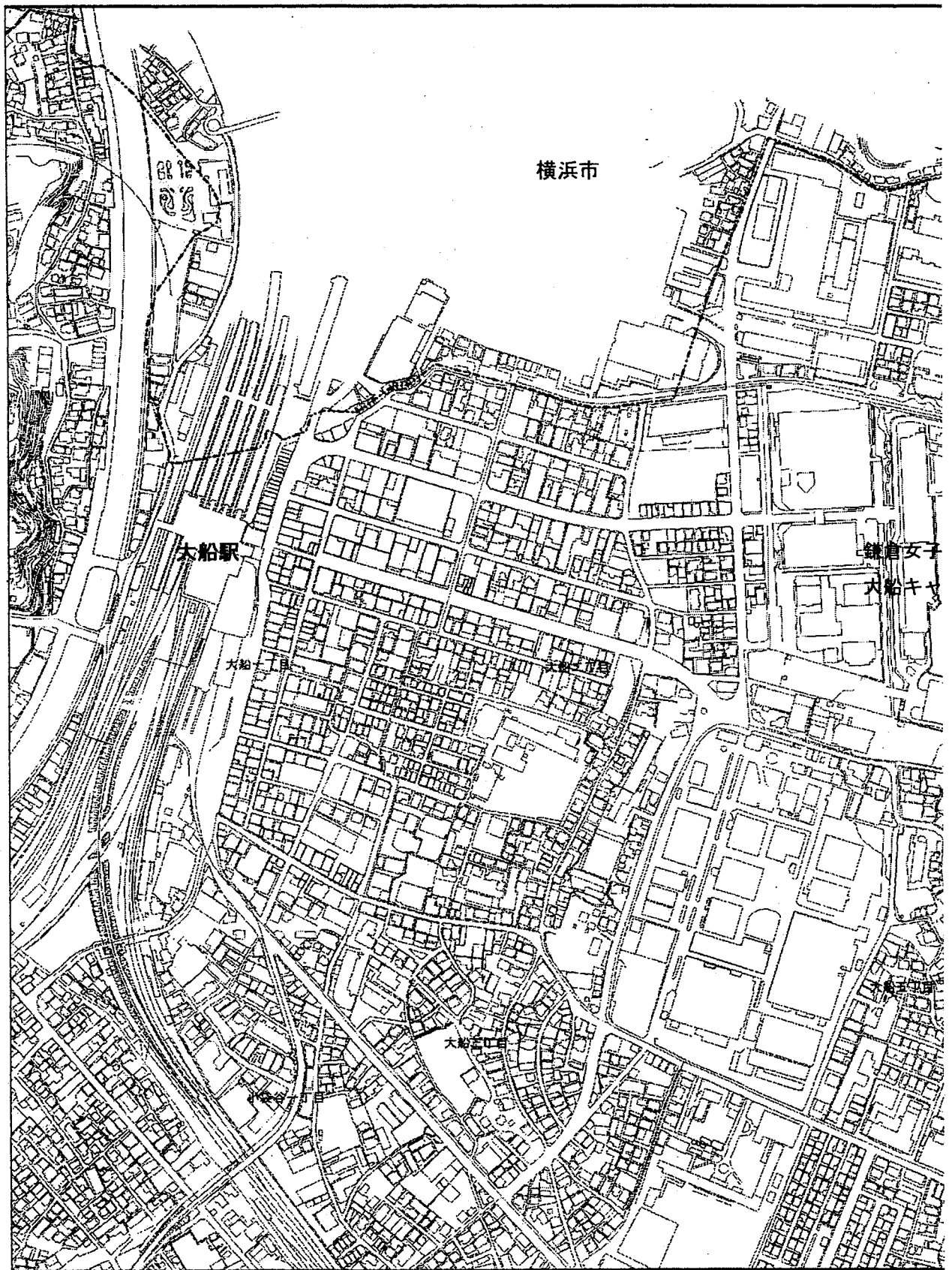
別紙一覧表のとおり

2 取得価格 1,395,020,397円

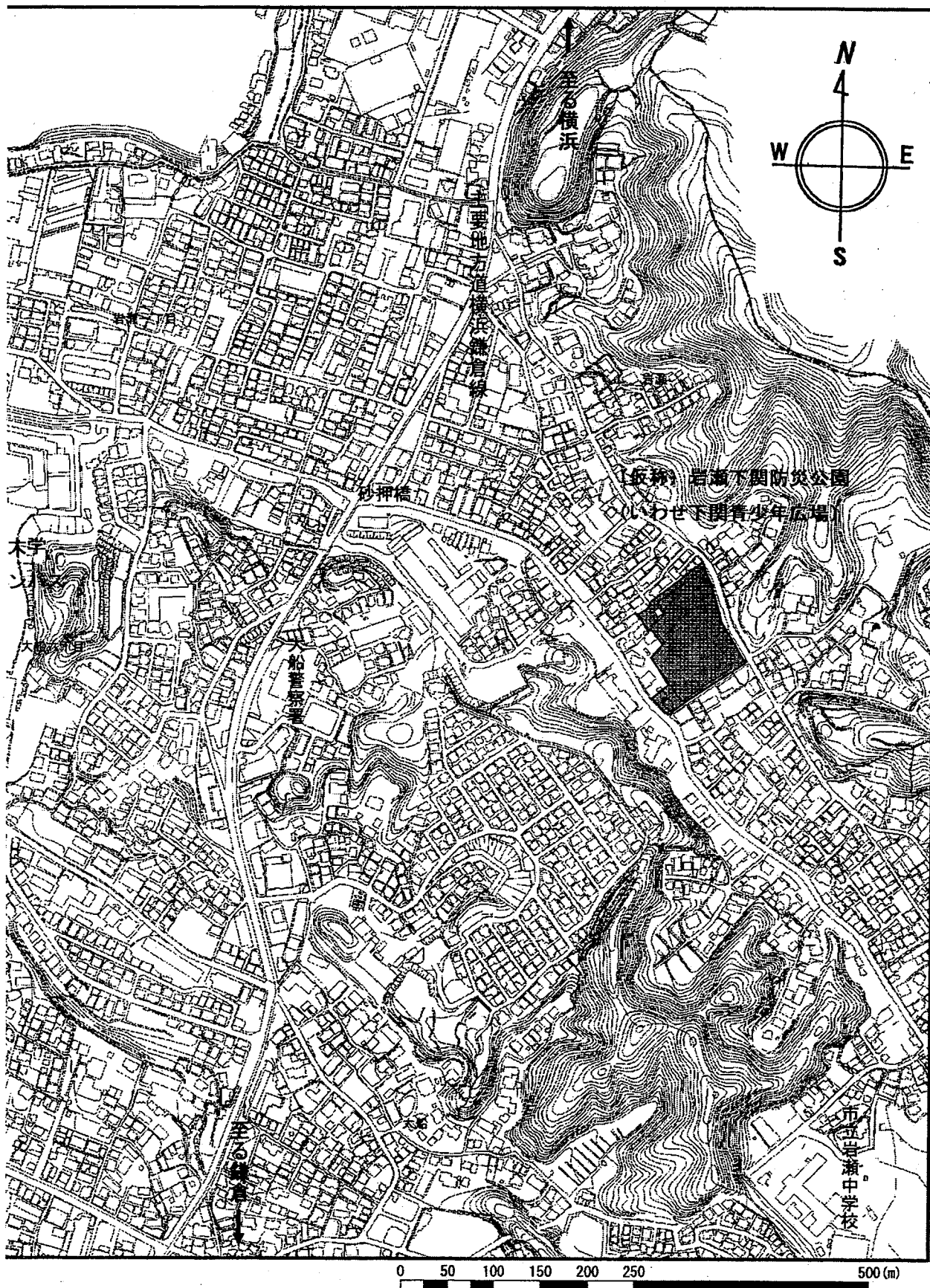
3 所有者 横浜市中区本町6丁目50番地1
独立行政法人 都市再生機構

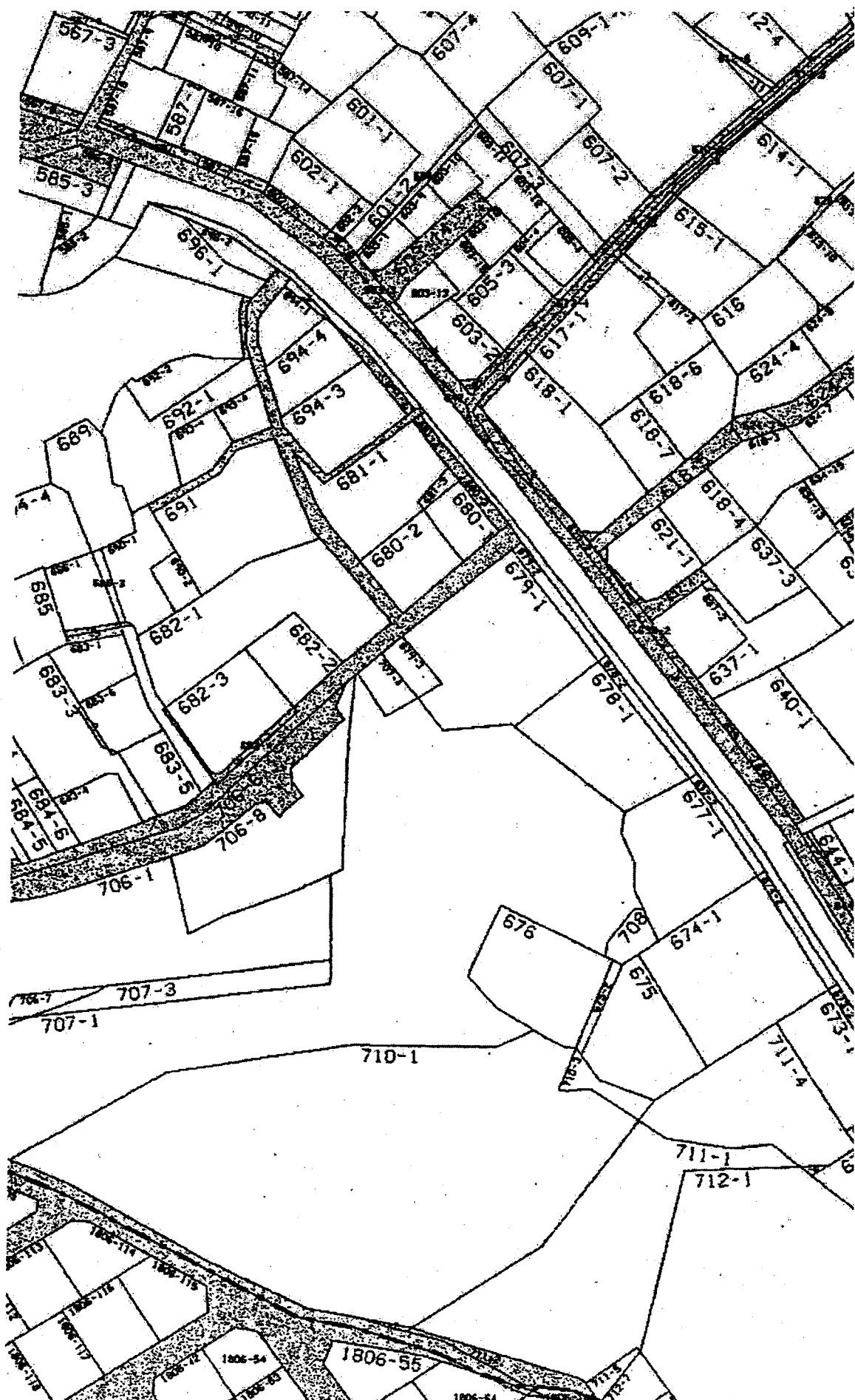
別紙一覽表

	所在地番	地目	公簿面積(㎡)	取得面積(㎡)
1	鎌倉市岩瀬字上耕地630番1	雑種地	555.00	555.00
2	鎌倉市岩瀬字上耕地631番	雑種地	472.00	472.00
3	鎌倉市岩瀬字上耕地632番	雑種地	621.00	621.00
4	鎌倉市岩瀬字上耕地633番1	雑種地	485.00	485.00
5	鎌倉市岩瀬字上耕地643番2	雑種地	23.00	23.00
6	鎌倉市岩瀬字上耕地647番	雑種地	413.00	413.00
7	鎌倉市岩瀬字上耕地648番	雑種地	297.00	297.00
8	鎌倉市岩瀬字上耕地649番	雑種地	416.00	416.00
9	鎌倉市岩瀬字上耕地650番	雑種地	383.00	383.00
10	鎌倉市岩瀬字上耕地651番	雑種地	608.00	608.00
11	鎌倉市岩瀬字上耕地652番	雑種地	238.00	238.00
12	鎌倉市岩瀬字上耕地653番1	雑種地	856.00	856.00
13	鎌倉市岩瀬字上耕地654番1	宅地	433.05	433.05
14	鎌倉市岩瀬字上耕地655番	雑種地	267.00	267.00
15	鎌倉市岩瀬字上耕地656番	雑種地	730.00	730.00
16	鎌倉市岩瀬字上耕地657番	雑種地	191.00	191.00
17	鎌倉市岩瀬字上耕地658番	雑種地	307.00	307.00
18	鎌倉市岩瀬字上耕地659番1	雑種地	952.00	952.00
19	鎌倉市岩瀬字上耕地660番	雑種地	538.00	538.00
20	鎌倉市岩瀬字上耕地661番	雑種地	294.00	294.00
21	鎌倉市岩瀬字上耕地662番	雑種地	350.00	350.00
22	鎌倉市岩瀬字上耕地663番1	宅地	221.12	221.12
23	鎌倉市岩瀬字上耕地663番2	雑種地	46.00	46.00
24	鎌倉市岩瀬字上耕地663番3	宅地	165.65	165.65
	合 計	—	9,861.82	9,861.82

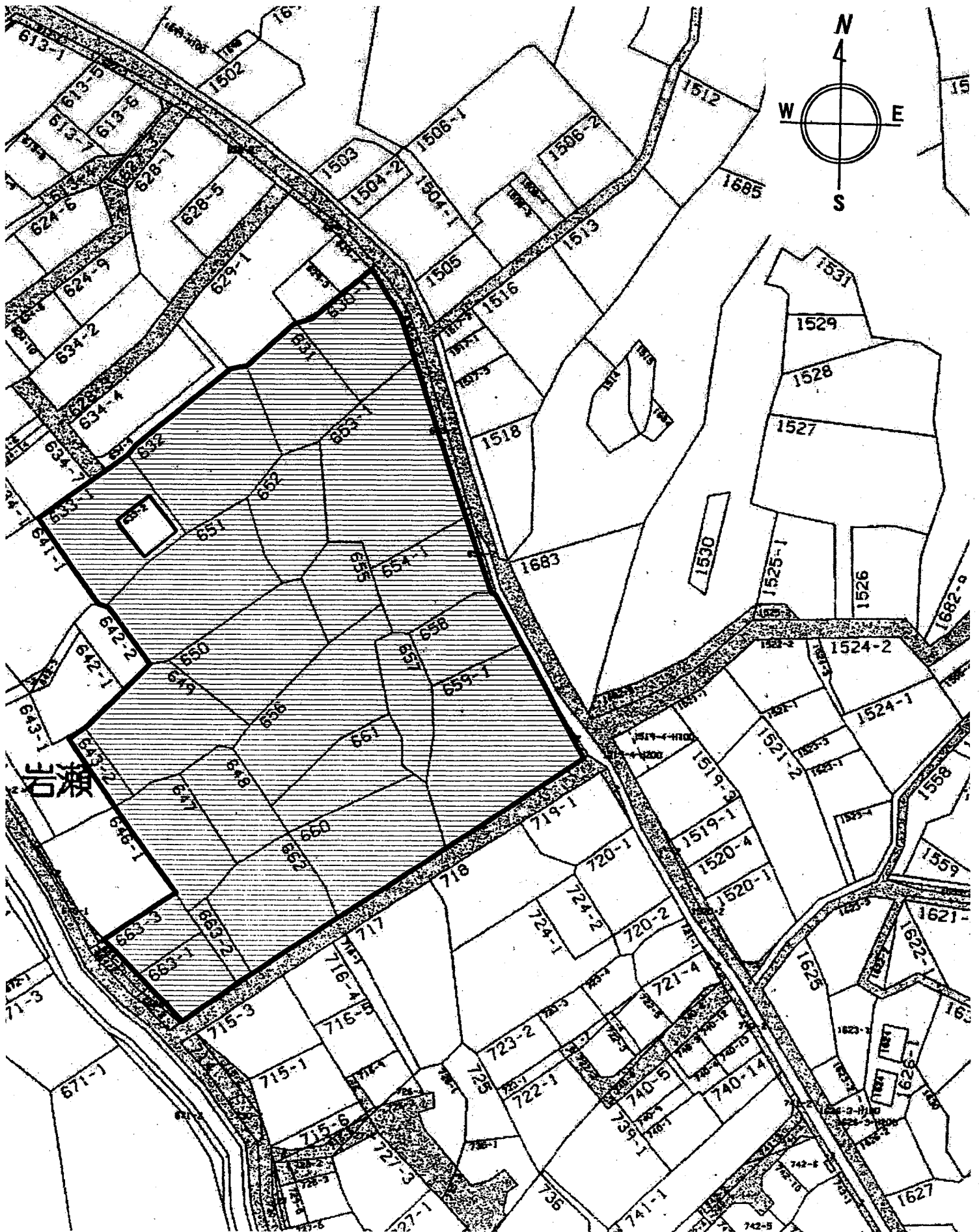


案内図





地 番 図



議案第 79 号

不動産の取得について

国指定史跡大町釈迦堂口遺跡用地を次のとおり取得するものとする。

平成23年2月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市大町三丁目1425番外8筆	山林外	14,695.89㎡ (約4,445.5坪)	16,158.83㎡ (約4,888.0坪)

別紙一覧表のとおり

2 取得価格 570,542,000円

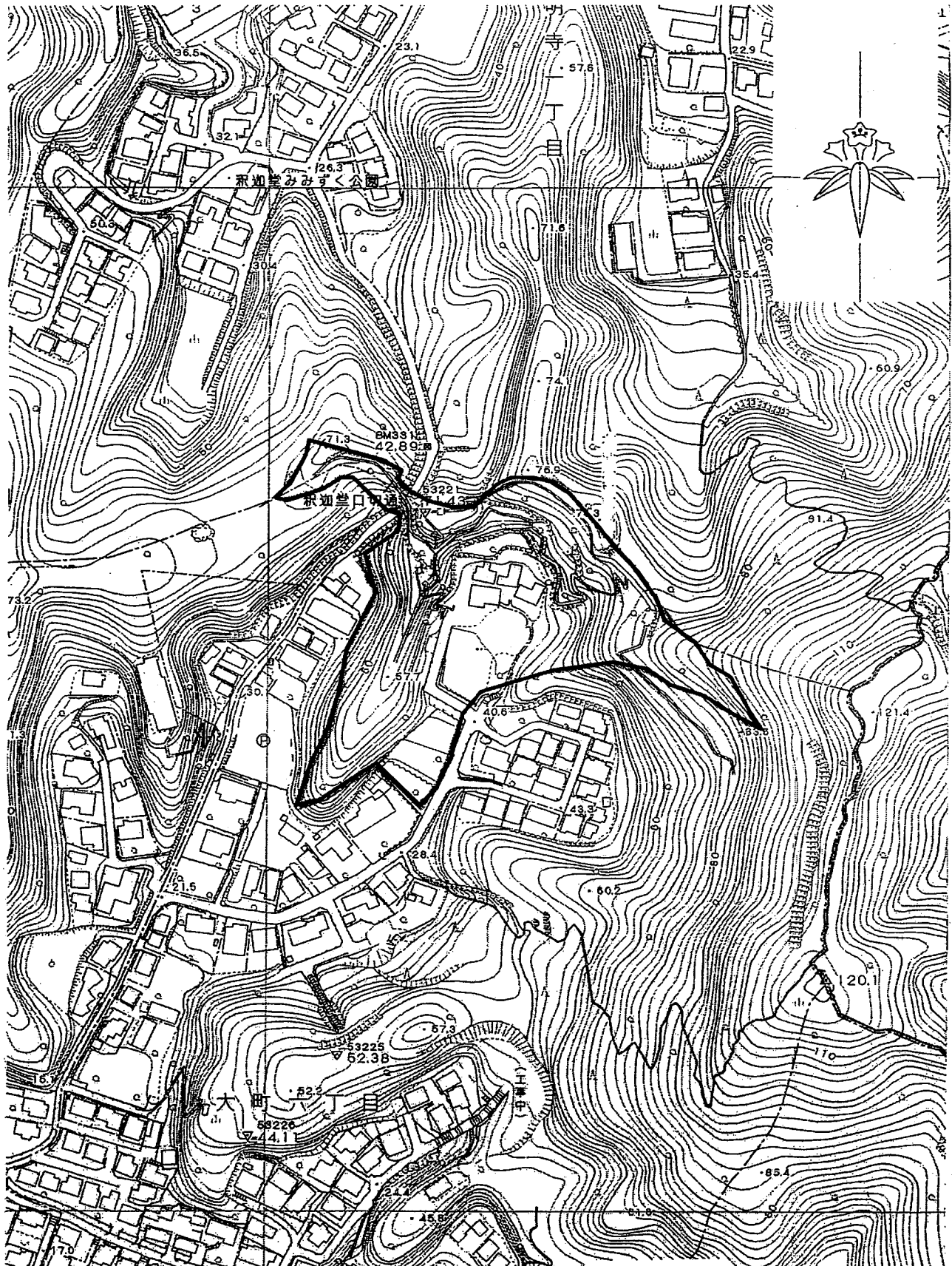
3 所有者・譲渡担保権設定者

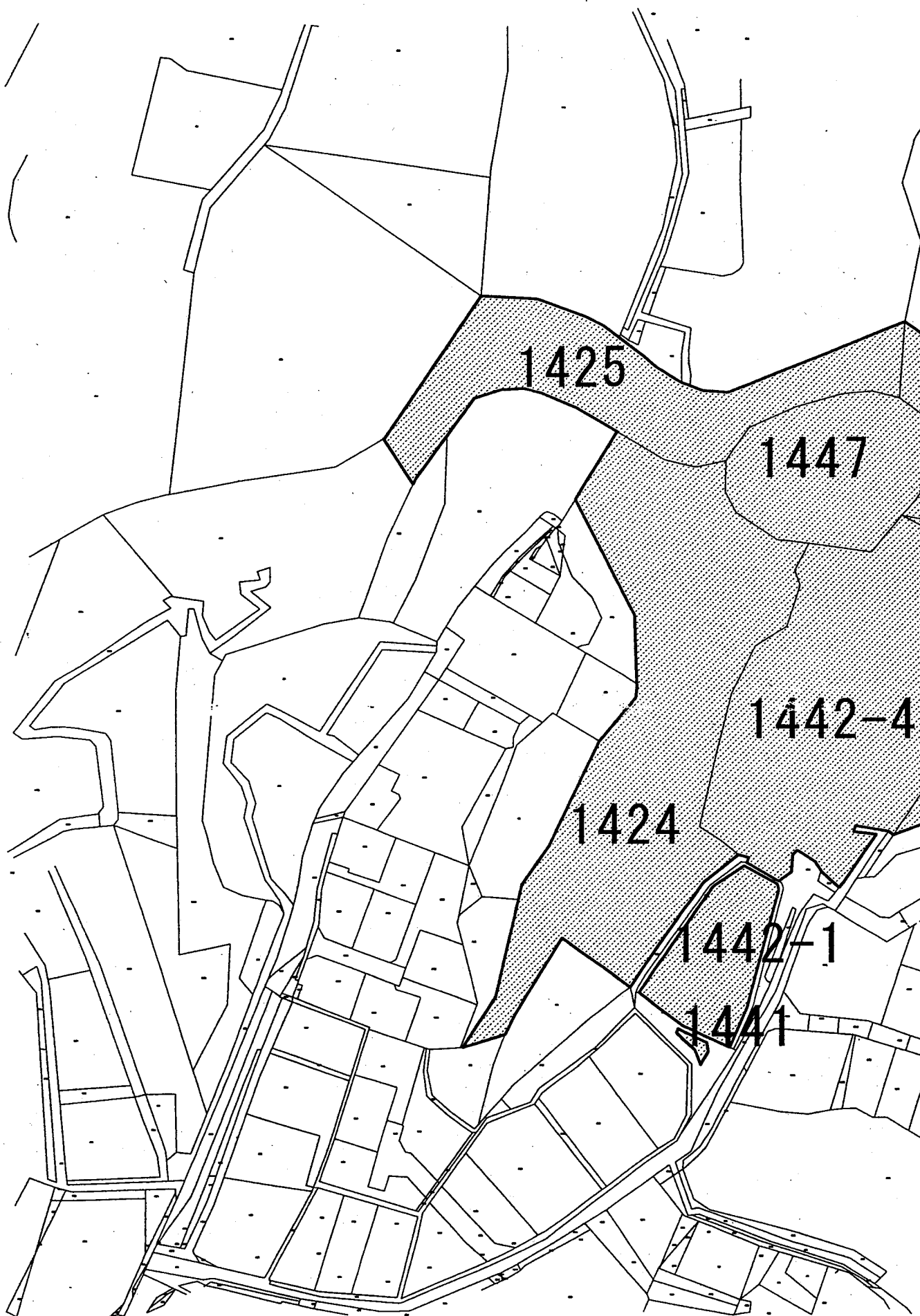
横浜市中区曙町2丁目19番地1
曙町新井ビルディング12F
有限会社 ナイスプランニング
取締役 茂木 幹夫

譲渡担保権者 横浜市中区長者町5丁目48番地2
株式会社 第一ホーム
代表取締役 横 尾 誠

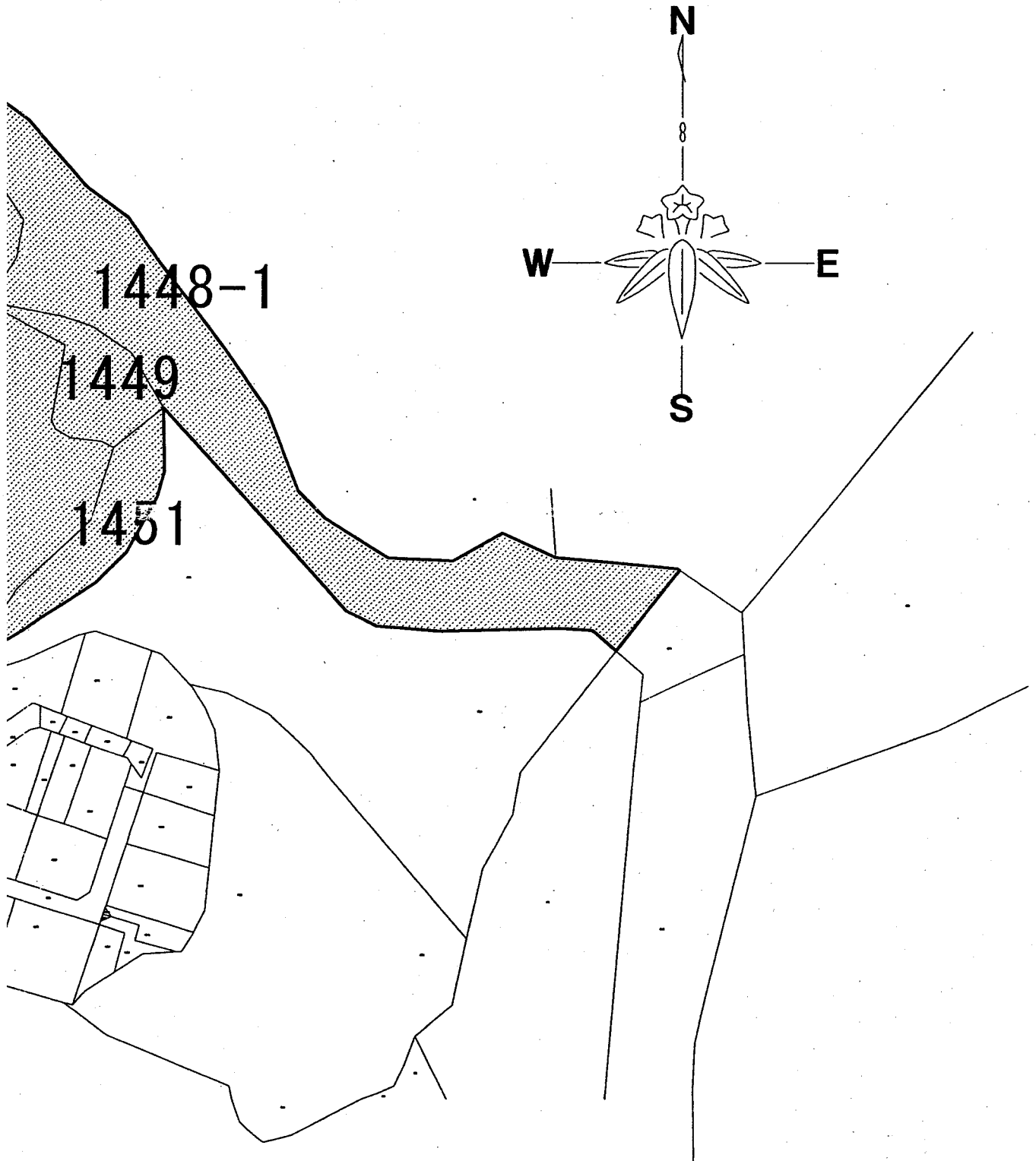
別紙一覽表

	所在地番	地目	公簿面積(㎡)	取得面積(㎡)
1	鎌倉市大町三丁目1425番	山林	753.00	11,884.89
2	鎌倉市大町六丁目1424番	山林	3,239.00	
3	鎌倉市大町六丁目1447番	山林	601.00	
4	鎌倉市大町六丁目1448番1	山林	4,307.00	
5	鎌倉市大町六丁目1449番	山林	598.00	
6	鎌倉市大町六丁目1451番	山林	925.00	
7	鎌倉市大町六丁目1441番	山林	19.00	19.08
8	鎌倉市大町六丁目1442番1	山林	695.00	695.97
9	鎌倉市大町六丁目1442番4	宅地	3,558.89	3,558.89
	合 計	—	14,695.89	16,158.83





地 番 図



議案第 80 号

下水道施設管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定について

平成22年12月3日、鎌倉市玉縄五丁目8番地1先路上で発生した
下水道施設管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定
める。

平成23年2月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 17,955円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

議案第 81 号

防災公園街区整備事業に関する協定の締結について

本市は、鎌倉市岩瀬下関地区防災公園街区整備事業（防災公園部分）について、次のとおり協定を締結するものとする。

平成23年 2 月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 協定の名称 鎌倉市岩瀬下関地区防災公園街区整備事業に係る防災公園部分に関する協定（公園全体協定）
- 2 協定の金額 1,825,350,000円
- 3 協定の期間 平成22年度から平成26年度まで
- 4 協定の相手方 横浜市中区本町6丁目50番地1
独立行政法人 都市再生機構 神奈川地域支社
地域支社長 植 田 裕

鎌倉市岩瀬下関地区防災公園街区整備事業に係る防災公園部分に関する協定書
(公園全体協定)

鎌倉市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）とは、平成22年8月31日付けで締結した「鎌倉市岩瀬下関地区防災公園街区整備事業に関する基本協定書」第7条第2項の規定に基づき、防災公園部分の整備事業（以下「公園事業」という。）について、整備計画、費用負担方法及び役割分担等に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 乙は、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号。以下「法」という。）

第18条の規定に基づき、公園事業を甲に代わって施行する。

2 乙は、公園事業を別紙1の事業計画に従い、平成22年度から平成26年度までを施行期間として施行する。

3 甲及び乙は、別紙1の事業計画を変更する必要があるときは、あらかじめ協議するものとする。

(事業実施の協議)

第2条 乙は、公園事業を各事業年度に分割して施行するものとし、各事業年度の事業（以下「年度事業」という。）の実施にあたっては、あらかじめ甲と協議するものとする。なお、鎌倉市岩瀬下関公園実施設計については、甲乙協議の上、作成することとする。

(費用負担契約)

第3条 甲及び乙は、甲が年度事業において費用負担する金額及び支払の時期等の詳細について、年度ごとに別途費用負担契約を締結するものとする。

(事業区域)

第4条 事業を実施する区域（以下「事業区域」という。）は、別紙2土地目録表示の土地（以下「表示土地」という。）とする。

(事業費)

第5条 公園事業に要する費用の額（以下「事業費」という。）は、金1,825,350,000円と予定し、その内訳は、用地費金1,527,456,000円と施設費金297,894,000円（取引に係わる消費税及び地方消費税相当額を含む。）と予定する。

2 前項の用地費の内訳は、土地取得代金（土地取得のための測量費等を含む）、公租公課、用地管理費、事業経費、事務費及び利息とし、施設費の内訳は、本工事費、附帯工事費（存置物件撤去に係る費用を含む）、測量試験費、機械器具費、営繕費及び事務費とする。

3 前項に定める事業経費は、公園事業に配賦される乙の経費（事業の施行に伴う人件費等を除

く) 及び調査費の合計額とし、事務費は、公園事業の執行に伴う人件費等の額とする。

(管理者負担金)

第6条 法第22条第4項の規定に基づき甲が乙に支払う負担金額（以下「管理者負担金」という。）は、前条第1項に定める事業費から乙が受領した国庫補助金の額（以下「国費」という。）を控除した金額とする。

(管理者負担金の支払方法等)

第7条 甲は、施設費及び用地費のうち起債により措置する額については、地方債許可方針に従い、原則として年度事業毎に起債するものとし、年度事業完了後、乙の請求に基づき、遅滞なく乙に支払うものとする。

2 甲は、年度事業にかかる施設費のうち一般財源により措置する額については、年度事業完了後、乙の請求に基づき、遅滞なく乙に支払うものとする。

3 甲は、年度事業にかかる用地費のうち一般財源により措置する額（以下「用地費一般財源相当額」という。）については次のとおりとする。

一 用地費一般財源相当額のうち事務費及び公租公課については、年度事業完了後、乙の請求に基づき、遅滞なく乙に支払うものとする。

二 用地費一般財源相当額のうち用地管理費、事業経費及び利息については、法第18条第5項に規定する工事の完了の日の属する年度（以下「事業完了年度」という。）までに、乙の請求に基づき、遅滞なく乙に支払うものとする。

三 用地費一般財源相当額のうち土地取得代金については、施行令第13条第1項に基づく年賦支払（無利子）（以下「年賦支払」という。）によるものとする。

四 年賦支払の支払期間は、20年間（5年間の据置期間を含む。）とし、事業完了年度の翌年度から起算するものとする。

五 甲及び乙は、事業完了年度に、年賦支払に関する契約（以下「年賦契約」という。）を締結するものとする。

(償還方法の変更)

第8条 甲は、甲の申出により、全部又は一部につき一時支払の方法に変更することができるものとする。

2 前項の場合、甲は乙に対し支払日の60日前までに通知するものとし、甲及び乙は年賦契約の変更を行うものとする。

(工事完了公告及び完成施設の帰属等)

第9条 乙は、工事の全部又は一部が完了したときは、甲に報告するものとし、法第18条第5項の規定に基づき、工事完了公告を行うものとする。

2 前項に基づき、工事完了公告を行う場合、その時期及び区域については甲乙確認の上定めるものとする。

- 3 前項に定める完了公告を行った完成施設及びその用に供する土地について乙が取得した権利等については、法第21条に規定するところにより、その公告の日の翌日において甲に帰属するものとする。
- 4 乙は、甲乙協議の上、工事完了公告前においても、施設の全部又は一部の管理等を甲に引継ぐことができるものとする。
- 5 前項の場合、甲及び乙は、施設の管理等の詳細について、別途協定により定めるものとする。

(災害等)

第10条 天災その他乙の責めに帰することができない理由により、施設又は第三者に損害が生じた場合は、甲乙協議して措置するものとする。

(相互協力)

第11条 甲及び乙は、公園事業の施行に必要な法令、通達等に基づく諸手続きについては、必要な都度、遅滞なくこれを行い、事業が円滑に推進するよう努めるものとする。

(その他事項)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(以下余白)

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年 月 日

甲 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇

乙 神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地1
独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社
地域支社長 植田 裕

事業計画書

1. 事業計画

①公園名	岩瀬下関防災公園	
②事業種別	都市公園補助事業	
③事業区域	鎌倉市岩瀬上耕地 630 番 1 外	
④事業面積	約 0.9ha	
⑤施行期間	平成 22 年度から平成 26 年度	
⑥事業概要	土地取得 1 式、 施設整備 1 式 (敷地造成工、園路広場工、修景施設工、休養施設工、管理施設工)	
⑦年度別事業計画	平成 22 年度 土地取得、基本設計等 平成 23 年度 実施設計等 平成 24～26 年度 整備工事等	
⑧概算事業費	金額 (単位 : 千円)	備考
国庫補助対象事業費	1,587,900	
用地費	1,371,900	
施設費	216,000	
単独事業費	237,450	
用地費	155,556	
施設費	81,894	
合計	1,825,350	

2. 資金計画

概算財源内訳	金額 (単位 : 千円)	備考
国庫補助対象事業費	1,587,900	
用地費	1,371,900	
管理者負担金	914,600	
国費	457,300	
施設費	216,000	
管理者負担金	108,000	
国費	108,000	
単独事業費 (管理者負担金)	237,450	
用地費	155,556	
施設費	81,894	
合計	1,825,350	

※本計画書の概算事業費、資金計画は予定金額である。

土地目録

所在	地番	地目	面積 (㎡)	備考
鎌倉市岩瀬字上耕地	6 3 0 番 1	雑種地	5 5 5. 0 0	
鎌倉市岩瀬字上耕地	6 3 1 番	雑種地	4 7 2. 0 0	
鎌倉市岩瀬字上耕地	6 3 2 番	雑種地	6 2 1. 0 0	
鎌倉市岩瀬字上耕地	6 3 3 番 1	雑種地	4 8 5. 0 0	
鎌倉市岩瀬字上耕地	6 4 3 番 2	雑種地	2 3. 0 0	
鎌倉市岩瀬字上耕地	6 4 7 番	雑種地	4 1 3. 0 0	
鎌倉市岩瀬字上耕地	6 4 8 番	雑種地	2 9 7. 0 0	
鎌倉市岩瀬字上耕地	6 4 9 番	雑種地	4 1 6. 0 0	
鎌倉市岩瀬字上耕地	6 5 0 番	雑種地	3 8 3. 0 0	
鎌倉市岩瀬字上耕地	6 5 1 番	雑種地	6 0 8. 0 0	
鎌倉市岩瀬字上耕地	6 5 2 番	雑種地	2 3 8. 0 0	
鎌倉市岩瀬字上耕地	6 5 3 番 1	雑種地	8 5 6. 0 0	
鎌倉市岩瀬字上耕地	6 5 4 番 1	宅地	4 3 3. 0 5	
鎌倉市岩瀬字上耕地	6 5 5 番	雑種地	2 6 7. 0 0	
鎌倉市岩瀬字上耕地	6 5 6 番	雑種地	7 3 0. 0 0	
鎌倉市岩瀬字上耕地	6 5 7 番	雑種地	1 9 1. 0 0	
鎌倉市岩瀬字上耕地	6 5 8 番	雑種地	3 0 7. 0 0	
鎌倉市岩瀬字上耕地	6 5 9 番 1	雑種地	9 5 2. 0 0	
鎌倉市岩瀬字上耕地	6 6 0 番	雑種地	5 3 8. 0 0	
鎌倉市岩瀬字上耕地	6 6 1 番	雑種地	2 9 4. 0 0	
鎌倉市岩瀬字上耕地	6 6 2 番	雑種地	3 5 0. 0 0	
鎌倉市岩瀬字上耕地	6 6 3 番 1	宅地	2 2 1. 1 2	
鎌倉市岩瀬字上耕地	6 6 3 番 2	雑種地	4 6. 0 0	
鎌倉市岩瀬字上耕地	6 6 3 番 3	宅地	1 6 5. 6 5	
合計			9, 8 6 1. 8 2	

(注1) 当土地目録は平成 23 年 1 月時点の公簿面積。

(注2) 事業区域は市街地整備部分 (約 0.1ha) を除く。

議案第 82 号

防災公園街区整備事業に関する協定の締結について

本市は、鎌倉市岩瀬下関地区防災公園街区整備事業（市街地部分）について、次のとおり協定を締結するものとする。

平成23年 2 月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 協定の名称 鎌倉市岩瀬下関地区防災公園街区整備事業に係る市街地部分に関する協定（市街地全体協定）
- 2 協定の金額 272,905,000円
- 3 協定の期間 平成22年度から平成26年度まで
- 4 協定の相手方 横浜市中区本町6丁目50番地1
独立行政法人 都市再生機構 神奈川地域支社
地域支社長 植 田 裕

鎌倉市岩瀬下関地区防災公園街区整備事業に係る市街地部分に関する協定書
(市街地全体協定)

鎌倉市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）とは、平成 22 年 8 月 31 日付けで締結した「鎌倉市岩瀬下関地区防災公園街区整備事業に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき市街地部分の整備（以下「市街地整備事業」という。）について、整備計画、役割分担等に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第 1 条 乙は、市街地整備事業を別紙の整備内容に従い施行する。

2 甲及び乙は、別紙の整備内容を変更する必要があるときは、あらかじめ協議するものとする。

(施行期間)

第 2 条 乙の施行する市街地整備事業の施行期間は別紙記載のとおりとする。

(役割分担)

第 3 条 乙は、市街地部分のうち公共公益施設の敷地（以下「施設敷地」という。）及び道路用地の設計及び整備を行ったうえで、甲に引渡すものとする。

2 甲は、施設敷地に公共公益施設整備を行うものとする。

3 甲は、道路用地に対して、道路としての位置付けを行うものとし、必要事項について、甲乙間で確認するものとする。

4 甲及び乙は、道路整備にあたり、相互に協力し、関係機関及び沿道宅地の居住者等と必要な調整等を行うものとする。

(市街地部分に係わる甲の負担金額等)

第 4 条 基本協定第 13 条に基づく市街地部分に係る甲の負担金額（以下「市街地負担金額」という。）等は次のとおりとする。

一 施設敷地の整備に係る負担金額は金 203,357,000 円と予定する。

二 道路用地の整備に係る負担金額は金 69,548,000 円と予定する。

2 市街地整備事業の費用は、金額の確定後速やかに、乙から甲に通知するものとし、甲が乙に支払う市街地負担金額は、別紙記載のそれぞれの市街地整備事業が完了する時に締結する譲渡契約の時点をもって確定するものとする。

3 甲は、前項における市街地負担金額の確定額に関して、当該確定額の支払時期までに予算措置を行うものとする。

(市街地部分の譲渡)

第5条 甲は、施設敷地について、平成26年4月を目途に、別途甲乙間で締結する譲渡契約により乙から買い受けるものとする。

2 甲は、道路用地について、平成27年3月を目途に、別途甲乙間で締結する譲渡契約により乙から買い受けるものとする。

(市街地部分の引渡し)

第6条 乙は甲に前条の譲渡契約締結と同時に市街地部分を引渡すものとする。

(災害等)

第7条 天災その他乙の責に帰することができない理由により、市街地部分、又は第三者に損害が生じた場合は、甲乙協議して措置するものとする。

(相互協力)

第8条 甲及び乙は、市街地整備事業の実施に必要な法令、通達等に基づく諸手続きについては、必要な都度、遅滞なくこれを行い、事業が円滑に推進するよう努めるものとする。

(その他の事項)

第9条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(以下余白)

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年 月 日

甲 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇

乙 神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地1
独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社
地域支社長 植田 裕

市街地整備事業の整備内容

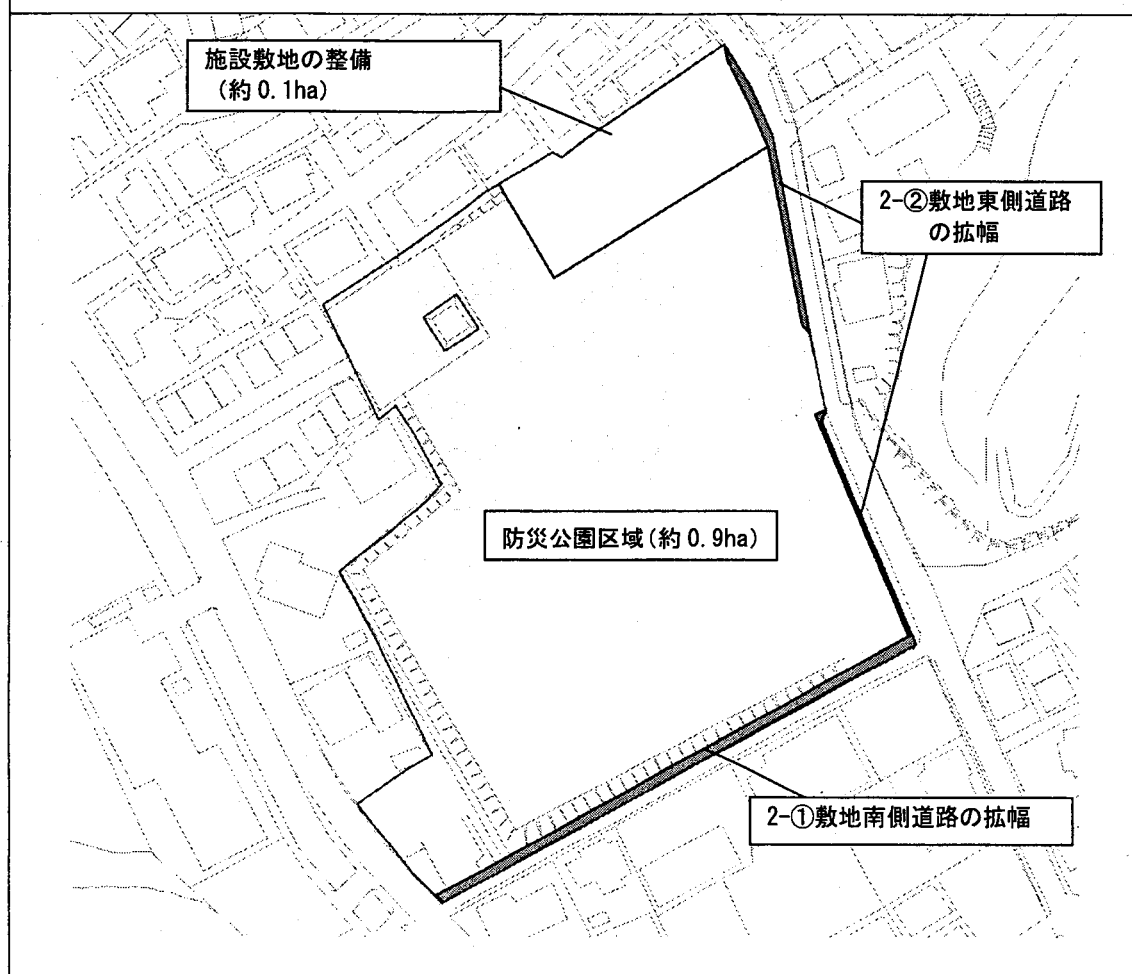
1 施設敷地の整備

事業区域	鎌倉市岩瀬字上耕地 630 - 1 外の一部
対象面積	約 0.1ha
施行期間	平成 23 年 4 月～平成 26 年 4 月
整備概要	建築敷地の整備

2 道路用地の整備

事業区域	鎌倉市岩瀬字上耕地 630-1 外の一部
対象面積	約 0.03ha
施行期間	平成 23 年 4 月～平成 27 年 3 月
整備概要	
①	敷地南側道路の拡幅
・ 幅員	現道約 2mを約 4mに拡幅
②	敷地東側道路の拡幅
・ 幅員	現道の一部を拡幅

区域図



議案第 83 号

平成22年度鎌倉市一般会計
補正予算（第5号）

平成22年度鎌倉市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ577,600千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,257,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の補正は、「第5表 地方債補正」による。

平成23年2月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 市税		35,220,000 千円	△ 450,000 千円	34,770,000 千円
	5 市民税	17,847,043	△ 350,000	17,497,043
	20 市たばこ税	795,745	△ 100,000	695,745
10 地方譲与税		340,000	△ 9,999	330,001
	10 自動車重量譲与税	250,000	△ 10,000	240,000
	15 地方道路譲与税	0	1	1
15 利子割交付金		130,000	△ 8,000	122,000
	5 利子割交付金	130,000	△ 8,000	122,000
16 配当割交付金		60,000	△ 15,000	45,000
	5 配当割交付金	60,000	△ 15,000	45,000
30 自動車取得税交付金		200,000	△ 38,000	162,000
	5 自動車取得税交付金	200,000	△ 38,000	162,000
33 地方特例交付金		355,215	△ 38,656	316,559
	5 地方特例交付金	355,215	△ 38,656	316,559
35 地方交付税		1,000	31,401	32,401
	5 地方交付税	1,000	31,401	32,401
50 使用料及び手数料		946,857	5,677	952,534
	5 使用料	531,727	△ 1,018	530,709
	10 手数料	389,030	9,695	398,725
	15 証紙収入	26,100	△ 3,000	23,100
55 国庫支出金		6,959,369	△ 308,779	6,650,590
	5 国庫負担金	4,886,097	△ 307,126	4,578,971
	10 国庫補助金	2,021,148	△ 1,653	2,019,495
60 県支出金		2,967,460	△ 19,178	2,948,282
	5 県負担金	1,134,308	99,081	1,233,389
	10 県補助金	1,394,255	△ 103,474	1,290,781
	15 委託金	438,897	△ 14,785	424,112

款	項	補正前の額	補 正 額	計
65 財産収入		281,067 千円	△ 119,601 千円	161,466 千円
	5 財産運用収入	35,405	△ 12,601	22,804
	10 財産売却収入	245,662	△ 107,000	138,662
70 寄附金		108,734	1,170	109,904
	5 寄附金	108,734	1,170	109,904
75 繰入金		1,619,578	△ 642,131	977,447
	5 基金繰入金	1,615,378	△ 705,515	909,863
	10 他会計繰入金	4,200	63,384	67,584
80 繰越金		1,211,999	312,909	1,524,908
	5 繰越金	1,211,999	312,909	1,524,908
85 諸収入		1,899,133	102,587	2,001,720
	10 市預金利子	2,600	△ 500	2,100
	25 雑入	328,432	103,087	431,519
90 市債		4,318,800	618,000	4,936,800
	5 市債	4,318,800	618,000	4,936,800
歳 入 合 計		58,834,700	△ 577,600	58,257,100

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 議会費		426,059千円	△ 4,192千円	421,867千円
	5 議会費	426,059	△ 4,192	421,867
10 総務費		6,723,158	1,691,898	8,415,056
	5 総務管理費	5,339,690	1,735,680	7,075,370
	10 徴税費	680,887	△13,984	666,903
	15 戸籍住民基本台帳費	392,467	△ 7,549	384,918
	20 選挙費	138,169	△14,143	124,026
	25 統計調査費	109,459	△ 5,535	103,924
	30 監査委員費	62,486	△ 2,571	59,915
15 民生費		18,973,356	△ 1,323,001	17,650,355
	5 社会福祉費	9,473,539	△ 826,325	8,647,214
	10 児童福祉費	7,883,005	△ 499,204	7,383,801
	15 生活保護費	1,614,202	1,528	1,615,730
	20 災害救助費	2,610	1,000	3,610
20 衛生費		5,429,004	△ 180,210	5,248,794
	5 保健衛生費	1,478,529	△81,956	1,396,573
	10 清掃費	3,648,313	△92,723	3,555,590
	15 環境対策費	302,162	△ 5,531	296,631
25 労働費		175,232	△ 411	174,821
	5 労働諸費	175,232	△ 411	174,821
30 農林水産業費		447,066	△ 4,372	442,694
	5 農業水産業費	447,066	△ 4,372	442,694
35 商工費		777,966	1,129	779,095
	5 商工費	777,966	1,129	779,095
40 観光費		234,873	△ 4,236	230,637

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	5 観光費	234,873千円	△ 4,236千円	230,637千円
45 土木費		9,083,708	△ 438,470	8,645,238
	5 土木管理費	1,625,602	△99,767	1,525,835
	10 道路橋りょう費	799,982	△62,097	737,885
	15 河川費	113,240	△ 8,966	104,274
	20 都市計画費	6,312,094	△ 268,132	6,043,962
	25 住宅費	232,790	492	233,282
50 消防費		3,096,935	△ 161,925	2,935,010
	5 消防費	3,096,935	△ 161,925	2,935,010
55 教育費		7,032,348	△96,086	6,936,262
	5 教育総務費	1,377,684	127,918	1,505,602
	10 小学校費	1,304,760	△43,191	1,261,569
	15 中学校費	1,698,211	△41,749	1,656,462
	20 社会教育費	2,310,993	△ 136,093	2,174,900
	25 保健体育費	340,700	△ 2,971	337,729
60 公債費		5,284,442	△44,724	5,239,718
	5 公債費	5,284,442	△44,724	5,239,718
65 諸支出金		1,100,553	△13,000	1,087,553
	5 土地開発公社費	1,100,553	△13,000	1,087,553
歳 出 合 計		58,834,700	△ 577,600	58,257,100

第2表 継続費補正

1 変 更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額
55 教育費	10 小 学 校 学 費	第 一 小 学 校 体 育 館 耐 震 改 修 事 業	千円		千円	千円		千円
			79,267	21	19,747	76,461	21	19,747
				22	59,520		22	56,714
		西 鎌 倉 小 学 校 体 育 館 耐 震 改 修 事 業	49,367	21	19,747	46,967	21	19,747
				22	29,620		22	27,220
		今 泉 小 学 校 体 育 館 耐 震 改 修 事 業	49,367	21	19,747	33,296	21	19,747
				22	29,620		22	13,549

第3表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
15 民生費	5 社会福祉費	特別養護老人ホーム 建設費助成事業	千円 30,000
15 民生費	5 社会福祉費	老人福祉施設修繕事業	12,915
15 民生費	10 児童福祉費	腰越保育園耐震診断事業	3,381
15 民生費	10 児童福祉費	あおぞら園耐震診断事業	3,455
30 農林水産業費	5 農業水産業費	腰越漁港改修整備事業	142,545
45 土木費	5 土木管理費	地籍調査事業	5,000
45 土木費	20 都市計画費	大船駅西口公共広場等整備事業	1,418
45 土木費	20 都市計画費	大船駅西口ペDESTリアンデッキ等 整備事業	1,500
55 教育費	20 社会教育費	鎌倉生涯学習センター 施設修繕事業	11,585
55 教育費	20 社会教育費	鎌倉文学館施設修繕事業	2,118

第4表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
投票事務従事者派遣委託事業費	平成22年度から 平成23年度まで	千円 1,600

第5表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
都市計画事業費	千円 1,400,700	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 1,395,300	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
消 防 施 設 整 備 事 業 費	247,600	同 上	同 上	同 上	158,200	同 上	同 上	同 上
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 費	859,700	同 上	同 上	同 上	1,139,700	同 上	同 上	同 上
史跡保存事業費	164,400	同 上	同 上	同 上	127,200	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策	1,570,000	同 上	同 上	同 上	2,040,000	同 上	同 上	同 上
合 計	4,318,800				4,936,800			

議案第 84 号

平成22年度鎌倉市一般会計
補正予算（第6号）

平成22年度鎌倉市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

平成23年2月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金		6,650,590 千円	65,200 千円	6,715,790 千円
	10 国庫補助金	2,019,495	65,200	2,084,695
75 繰入金		977,447	△ 396,800	580,647
	5 基金繰入金	909,863	△ 396,800	513,063
90 市債		4,936,800	331,600	5,268,400
	5 市債	4,936,800	331,600	5,268,400
歳 入 合 計		58,257,100	0	58,257,100

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		8,415,056 千円	△ 7,400 千円	8,407,656 千円
	5 総務管理費	7,075,370	△ 7,400	7,067,970
45 土木費		8,645,238	7,400	8,652,638
	10 道路橋りょう費	737,885	7,400	745,285
歳 出 合 計		58,257,100	0	58,257,100

第2表 継続費補正

1 変 更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額
45 土木費	20 都市 計画費	大 船 駅 西 口 ペ デ ス ト リ ア ン デ ッ キ 等 整 備 事 業	千円 1,414,001	20	千円 50,000	千円 1,471,501	20	千円 50,000
				21	681,423		21	681,423
				22	622,577		22	622,577
				23	60,001		23	117,501

第3表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
45 土 木 費	10 道 路 橋 り ょ う 費	道路詳細設計等委託事業	千円 7,400

第4表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
都市計画事業費	千円 1,395,300	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、 利率見直し方式で借入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 1,726,900	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、 利率見直し方式で借入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
合 計	4,936,800				5,268,400			

議案第 85 号

平成22年度鎌倉市下水道事業特別会計
補正予算（第2号）

平成22年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ407,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,903,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

平成23年2月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 使用料及び手数料		2,457,238円	△20,000円	2,437,238円
	5 使用料	2,456,348	△20,000	2,436,348
15 国庫支出金		972,645	△85,301	887,344
	5 国庫補助金	972,645	△85,301	887,344
20 県支出金		35,406	△ 9,386	26,020
	5 県補助金	35,406	△ 9,386	26,020
25 繰入金		2,585,900	△ 222,400	2,363,500
	5 他会計繰入金	2,585,900	△ 222,400	2,363,500
30 繰越金		94,000	205,208	299,208
	5 繰越金	94,000	205,208	299,208
35 諸収入		36,111	△12,321	23,790
	10 貸付金元金収入	26,199	△ 7,321	18,878
	15 雑入	9,902	△ 5,000	4,902
40 市債		3,115,300	△ 262,800	2,852,500
	5 市債	3,115,300	△ 262,800	2,852,500
歳 入	合 計	9,310,600	△ 407,000	8,903,600

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		1,892,205千円	△96,870千円	1,795,335千円
	5 下水道総務費	1,892,205	△96,870	1,795,335
10 事業費		2,661,095	△ 279,430	2,381,665
	5 下水道整備費	2,661,095	△ 279,430	2,381,665
15 公債費		4,752,300	△30,700	4,721,600
	5 公債費	4,752,300	△30,700	4,721,600
歳 出 合 計		9,310,600	△ 407,000	8,903,600

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
10 事業費	5 下水道整備費	西部汚水中継ポンプ場改築事業	千円 30,000
10 事業費	5 下水道整備費	公共下水道（汚水）築造事業 （稲村ガ崎第1枝線）	18,630

第3表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 事 業 費	千円 3,115,300	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 2,852,500	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

議案第 86 号

平成22年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第3号）

平成22年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ76,100千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,460,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年2月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 国民健康保険料		5,019,804千円	△ 542,814千円	4,476,990千円
	5 国民健康保険料	5,019,804	△ 542,814	4,476,990
20 国庫支出金		3,793,366	△ 557,755	3,235,611
	5 国庫負担金	3,720,811	△ 560,205	3,160,606
	10 国庫補助金	3,800	600	4,400
	15 国庫交付金	68,755	1,850	70,605
25 療養給付費交付金		642,457	△ 902	641,555
	5 療養給付費交付金	642,457	△ 902	641,555
27 前期高齢者交付金		3,657,000	1,543,485	5,200,485
	5 前期高齢者交付金	3,657,000	1,543,485	5,200,485
30 県支出金		732,749	△99,072	633,677
	5 県補助金	640,299	△99,072	541,227
40 繰入金		1,817,301	△ 713,800	1,103,501
	5 他会計繰入金	1,817,300	△ 713,800	1,103,500
45 繰越金		33,452	294,758	328,210
	5 繰越金	33,452	294,758	328,210
歳 入 合 計		17,536,200	△76,100	17,460,100

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		217,607千円	1,950千円	219,557千円
	5 総務管理費	140,557	△ 2,050	138,507
	10 徴収費	76,257	4,000	80,257
10 保険給付費		12,203,406	△43,525	12,159,881
	5 療養諸費	11,096,085	△ 125,025	10,971,060
	10 高額療養費	1,013,561	80,000	1,093,561
	25 葬祭諸費	13,500	1,500	15,000
12 後期高齢者支援金等		2,174,070	△ 127,836	2,046,234
	5 後期高齢者支援金等	2,174,070	△ 127,836	2,046,234
17 介護納付金		882,000	△ 7,767	874,233
	5 介護納付金	882,000	△ 7,767	874,233
30 諸支出金		13,433	101,078	114,511
	5 償還金利子及び還付加算金	13,433	101,078	114,511
歳 出 合 計		17,536,200	△76,100	17,460,100

議案第 87 号

平成22年度鎌倉市老人保健医療事業
特別会計補正予算（第1号）

平成22年度鎌倉市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,100千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,300千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年2月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 支払基金交付金		14,060千円	△14,020千円	40千円
	5 支払基金交付金	14,060	△14,020	40
10 国庫支出金		6,200	△ 6,180	20
	5 国庫負担金	6,200	△ 6,180	20
15 県支出金		1,050	△ 660	390
	5 県負担金	1,050	△ 660	390
20 繰入金		3,000	4,500	7,500
	5 他会計繰入金	3,000	4,500	7,500
25 繰越金		890	1,360	2,250
	5 繰越金	890	1,360	2,250
30 諸収入		200	900	1,100
	5 雑入	200	900	1,100
歳 入	合 計	25,400	△14,100	11,300

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 医療諸費		20,160千円	△13,260千円	6,900千円
	5 医療諸費	20,160	△13,260	6,900
15 諸支出金		3,290	△ 840	2,450
	5 償還金	3,290	△ 840	2,450
歳 出 合 計		25,400	△14,100	11,300

議案第 88 号

平成22年度鎌倉市公共用地先行取得事業
特別会計補正予算（第1号）

平成22年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

平成23年2月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 財産収入		28,608千円	△ 1,000千円	27,608千円
	5 財産運用収入	28,608	△ 1,000	27,608
5 繰入金		192,600	1,091	193,691
	5 他会計繰入金	192,600	1,091	193,691
7 繰越金		92	△91	1
	5 繰越金	92	△91	1
歳 入 合 計		3,134,200	0	3,134,200

議案第 89 号

平成22年度鎌倉市介護保険事業
特別会計補正予算（第1号）

平成22年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ191,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,911,900千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年2月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		2,383,559千円	△11,666千円	2,371,893千円
	5 国庫負担金	1,963,042	△ 5,263	1,957,779
	10 国庫補助金	420,517	△ 6,403	414,114
20 県支出金		1,678,013	△10,487	1,667,526
	5 県負担金	1,631,442	△ 7,884	1,623,558
	15 県補助金	46,571	△ 2,603	43,968
25 支払基金交付金		3,364,793	△14,680	3,350,113
	5 支払基金交付金	3,364,793	△14,680	3,350,113
30 財産収入		1,772	△ 1,112	660
	5 財産運用収入	1,772	△ 1,112	660
40 繰入金		1,973,045	△36,189	1,936,856
	5 一般会計繰入金	1,789,500	△23,000	1,766,500
	10 基金繰入金	183,545	△13,189	170,356
45 繰越金		4,995	265,934	270,929
	5 繰越金	4,995	265,934	270,929
歳 入 合 計		11,720,100	191,800	11,911,900

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		361,010千円	△15,341千円	345,669千円
	5 総務管理費	361,010	△15,341	345,669
10 保険給付費		11,059,947	△40,450	11,019,497
	5 介護サービス等諸費	11,059,947	△40,450	11,019,497
12 地域支援事業費		291,370	△21,372	269,998
	5 地域支援事業費	291,370	△21,372	269,998
25 基金積立金		2,572	166,320	168,892
	5 基金積立金	2,572	166,320	168,892
30 諸支出金		5,001	102,643	107,644
	5 償還金及び還付加算金	5,001	102,643	107,644
歳 出 合 計		11,720,100	191,800	11,911,900

議案第 90 号

平成22年度鎌倉市後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第1号）

平成22年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ241,200千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,302,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年2月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 後期高齢者医療保険料		2,363,460円	72,737円	2,436,197円
	5 後期高齢者医療保険料	2,363,460	72,737	2,436,197
10 繰入金		1,674,500	△20,100	1,654,400
	5 一般会計繰入金	1,674,500	△20,100	1,654,400
15 繰越金		1,000	188,563	189,563
	5 繰越金	1,000	188,563	189,563
歳 入 合 計		4,061,100	241,200	4,302,300

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		113,040千円	△13,000千円	100,040千円
	5 総務管理費	113,040	△13,000	100,040
10 広域連合納付金		3,937,060	223,588	4,160,648
	5 広域連合納付金	3,937,060	223,588	4,160,648
15 諸支出金		9,000	30,612	39,612
	10 繰出金	1,000	30,612	31,612
歳 出 合 計		4,061,100	241,200	4,302,300

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成22年7月21日、鎌倉市由比ガ浜三丁目4番1号先路上で発生した、交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成23年2月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 205,370円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 平成22年12月3日 |